

第1号議案

令和2年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第3号）

令和2年度北はりま消防組合一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ55,559千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,744,475千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年2月10日提出

北はりま消防組合

管理者 西脇市長 片山 象三

第2号議案 要旨

北はりま消防組合火災予防条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第77号）が公布されたことにより、北はりま消防組合火災予防条例（平成23年条例第31号）第11条の2に規定する急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大し、あわせて火災予防上必要な措置を定めるとともに、従前の規定についても火災予防上必要な措置の見直しを行うため、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する事項について、所要の規定の整備を行うもの。

2 改正内容

- (1) 文言の整理を行うこと。（第8条の3）
- (2) 急速充電設備の全出力の上限の拡大に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の見直しを行うこと。（第11条の2）
- (3) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）については、消防長又は消防署長への設置の届出を要することとしたこと。（第44条）

3 施行期日 令和3年4月1日

第3号議案 要旨

兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更（要旨）

1 協議理由

令和3年4月1日付けで北播磨清掃事務組合の兵庫県市町村職員退職手当組合（以下「退職手当組合」という。）からの脱退及び市川町外三ヶ市町共有財産事務組合の加入に伴い、退職手当組合規約の一部を変更する必要が生じたため。

2 協議内容

退職手当組合を組織する地方公共団体から「北播磨清掃事務組合」を削除し、「市川町外三ヶ市町共有財産事務組合」を加える。

3 施行期日 令和3年4月1日

第4号議案

令和3年度北はりま消防組合一般会計予算

令和3年度北はりま消防組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,499,784千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

令和3年2月10日提出

北はりま消防組合

管理者 西脇市長 片山 象三